

急速充電設備に関する基準が定められました

急速充電設備が、新たに対象火気設備等の対象として追加されたことから、当該設備を設置する際の位置、構造及び管理に関して新たに基準を定めるため、次の改正を行いました。

1. 登別市火災予防条例（昭和38年条例第3号）の一部改正
2. 登別市火災予防条例施行規則（昭和61年規則第13号）の一部改正
3. 登別市火災予防条例第3条第2項第3号、第11条第1項第9号及び第18条第1項第13号の規定に基づく必要な知識及び技能を有する者（平成4年消防告示第1号）の一部改正

改正の概要

近年、温室効果ガス排出抑制の取組みから電気自動車の普及が進められ、電気自動車に充電する急速充電設備の設置が広まっています。

これにより、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令」（平成24年総務省令第17号。）が、平成24年3月27日に公布され、急速充電設備が新たに対象火気設備等の対象として追加されました。

新たに追加される基準は、次のとおりです。

1. 急速充電設備の基準（登別市火災予防条例第11条の2）

急速充電設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力50キロワットを超えるものを除く。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によるものとします。

- ①筐体は不燃性の金属材料で造ること。
- ②堅固に床、壁、支柱等に固定すること。
- ③雨水等の浸入を防止すること。
- ④絶縁されていない場合や自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。
- ⑤充電中に接続部が外れないようにする措置を講ずること。
- ⑥漏電、地絡及び制御機能の異常を検知した場合、また電圧、電流の異常を検知した場合には、自動停止させる措置を講ずること。
- ⑦異常な高温となった場合には、自動停止させる措置を講ずること。
- ⑧手動で緊急停止させることができる措置を講ずること。
- ⑨自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。
- ⑩急速充電設備の周囲は、換気、点検及び整備に支障のないようにすること。
- ⑪可燃性又は腐食性の蒸気又はガスが発生し、又は滞留するおそれのない位置に設けること。
- ⑫急速充電設備を設置する場所には、「急速充電設備」の掲示板を掲げること。
- ⑬定格電流の範囲内で使用すること。
- ⑭必要な知識及び技能を有する者として消防長が指定する者により点検を行い、不良箇所は直ちに補修しその結果を記録保存すること。

この条例は、平成24年12月1日から施行します。

2. 標識の規格（登別市火災予防条例施行規則別表第1）

急速充電設備の標識の規格は、次のとおりとします。



この標識の規定は、平成24年12月1日から施行します。

3. 点検及び整備に関する規定（登別市火災予防条例第3条第2項第3号、第11条第1項第9号及び第18条第1項第13号の規定に基づく必要な知識及び技能を有する者）

急速充電設備の点検及び整備に関しては、必要な知識及び技能を有する者として消防長が指定するものに点検等を行わせることとなっていることから、当該点検及び整備に関しては、電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づく電気主任技術者の資格を有する者、電気工事士法（昭和35年法律第139号）に基づく電気工事士の資格を有する者又はこれらと同等以上の知識及び技能を有する者として規定します。

この告示は、平成24年12月1日から施行します。



お問い合わせは、
消防本部総務グループ予防担当へ
電話85-9611